

日立市未来地域振興基金の設置及び管理に関する条例の制
定について

日立市未来地域振興基金の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり
制定するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

新たに日立市未来地域振興基金を設置するため、本条例を制定するも
のであります。

日立市未来地域振興基金の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 一般財団法人茨城県環境保全事業団（以下「事業団」という。）が運営する茨城県関与の産業廃棄物最終処分場の設置に伴い、事業団から交付される交付金を活用し、将来にわたって地域振興に寄与する事業又は生活環境を保全する事業を円滑に実施するため、日立市未来地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、事業団からの交付金を原資として毎会計年度の日立市一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、日立市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために行う事業に必要な財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。